

お仕事でのケガ等には、労災保険!

- 労災保険制度では、労働者が業務中または通勤途中に災害にあい（以下「労働災害」といいます）、その労働災害によって負傷、または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。

! お仕事でのケガ等に健康保険を使うと、一時的に治療費の全額を自己負担しなければなりません!

健康保険は、労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。

- 労働災害によって負傷、または病気にかかったにもかかわらず、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合、治療費の全額を一時的に自己負担することとなってしまいます。



健康保険を使ってしまった場合は、必ず裏面の手続きが必要です。

労働災害の場合は、必ず労災保険を請求しましょう

労災保険のご相談は・・・

お近くの**労働局・労働基準監督署**へ

労災保険制度に関するご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でもお答えしていますのでご利用ください。

0570-006031 / 受付時間9:00~17:00 (土日祝日除く)



労働災害であるにもかかわらず、健康保険で治療を受けてしまった場合は、以下の手続きが必要です。

受診した病院に、**健康保険から労災保険への切り替え**ができるかどうかを確認してください。

← できない

できる →

切り替えができない場合

一時的に、**医療費の全額を自己負担した上で、労災保険を請求**していただきます。

※ ただし、医療費の全額負担が困難な場合等には、**一時的に医療費の全額を自己負担することなく請求**する方法もありますので、希望される場合は、労働基準監督署へ申し出てください。

切り替えができる場合

病院の窓口で支払った金額（一部負担金）が返還されます。

切り替え手続きの方法

労災保険の様式第5号または様式第16号の3の請求書を受診した病院に提出してください。

労災保険の請求方法

● **一時的に医療費の全額を自己負担してから、労災保険の手続きを**してください。

- ① **健康保険の保険者(全国健康保険協会等)**へ労働災害である旨を申し出てください。
- ② 保険者から医療費の返還通知書等が届きますので、返還額をお支払いください(※1)。
- ③ **労災保険の様式第7号**又は**第16号の5**を記入の上、返還額の領収書と病院の窓口で支払った金額(一部負担金)の領収書を添えて、**労働基準監督署**へ請求してください(※2)。

(※1) 医療機関から診療報酬明細書(レセプト)がご加入している健康保険の保険者に届くまでに2~3カ月程度かかるため、納付書が送付されるまでに時間がかかることがあります。

(※2) 労災請求の際にレセプトの写し(コピー)が必要になりますので、健康保険の保険者へ依頼してください。

一時的に医療費の全額を自己負担するのが困難な場合は...

- ① **労働基準監督署**へ、いったん全額を自己負担せずに請求したい旨を申し出てください。
- ② 労働基準監督署で保険者と調整を行い、保険者への返還額を確定します。
- ③ 保険者から返還通知書等が届きますので、**労災保険の様式第7号**又は**第16号の5**を記入の上、返還通知書等を添えて、**労働基準監督署**へ請求してください。(※3)

(※3) 病院の窓口で支払った金額(一部負担金)については、①~③とは別の手続きが必要となりますので、**労災保険の様式第7号**又は**第16号の5**をもう1枚ご準備いただき、必要事項を記入の上、**労働基準監督署**へ請求してください。

労災保険の各種給付を受けるには

労災保険には療養(補償)給付をはじめ、さまざまな給付があります。

① 療養(補償)給付(※1)

治療を受けた病院などが労災保険指定医療機関の場合には、「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出してください。請求書は医療機関から労働基準監督署長に送られます。このとき、**治療費の自己負担はありません。**

治療を受けた病院などが労災保険指定医療機関でない場合には、いったん治療費を立て替えて支払ってください。その後「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」を直接、労働基準監督署長に提出すると、**その費用が全額支払われます。**

② 休業(補償)給付

労働災害により休業した場合には、**休業4日目から**、1日につき給付基礎日額(※2)の**80%相当額**(うち20%は特別支給金)**が支給されます。**「休業(補償)給付支給請求書」を労働基準監督署長に提出してください。なお、業務災害の場合、休業の最初の3日間については、事業主が休業補償を行わなければなりません。

③ その他の保険給付

①、②のほかにも**障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)年金、介護(補償)給付、葬祭料**などの保険給付があります。

これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署長に請求書などを提出していただきます。

※1 業務災害の場合は「療養補償給付」、通勤災害の場合は「療養給付」になります。「休業(補償)給付」ほかも同様です。

※2 労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

労災保険Q&A

Q

仕事中にケガをしたのに、「元請けに迷惑がかかるから、健康保険で治療するように」と上司から言われたのですが、どうしたらよいでしょうか？

A

仕事中のケガでは健康保険は使えません。会社が認めてくれなくても労災保険の請求はできますので、労働基準監督署にご相談ください。

Q

病院での過去の治療分を労災に切り替えることができなかったとしても、治療継続中の場合は今後の分だけでも労災に切り替えた方がよいですか？

A

健康保険から労災保険の切り替え手続きには時間がかかる場合があるので、今後の分だけでも必ず切り替え手続きをしてください。

Q

薬局で薬を受け取っている場合も、健康保険から労災保険に切り替えることはできますか？

A

薬局で薬を受け取っている場合も、かかった費用は労災保険で補償されます。忘れずに病院と同様の切り替えの手続きを行ってください。

労災保険のご相談は・・・

お近くの労働局・労働基準監督署へ

労災保険制度に関するご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でもお答えしていますのでご利用ください。

0570-006031 / 受付時間9:00～17:00（土日祝日除く）